



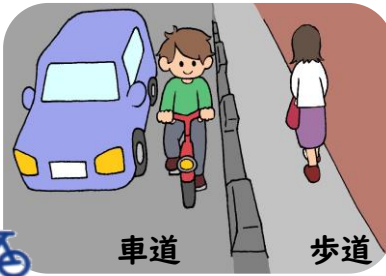
# 自転車事故から 自分を守るために

～自転車の安全な乗り方を知りましょう～

交通安全協会静岡中央地区支部

自転車も乗れば車の仲間です

## 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外

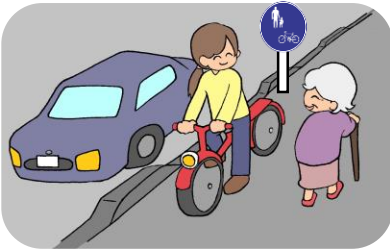


## 2 車道は左側を通行




# 自 転 車 安 全 利 用 五 則

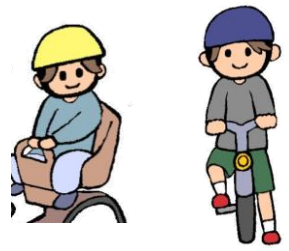
## 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行



- 【自転車歩道走行ができる場合】
- 歩道に「自転車歩道通行可」の標識がある場合
  - 子ども（13歳未満）や70歳以上の方などが運転している場合
  - 車道または交通の状況からみて、やむを得ない場合

自転車歩道通行可  
 自転車に乗って歩道を通行できることを示す標識

## 5 子どもはヘルメットを着用



## 4 安全ルールを守る

飲酒運転・二人乗りの禁止

夜間はライトを点灯

止まれ

交差点での信号遵守と一時停止・安全確認

並進の禁止

「静岡県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」により

- ☆子供を同乗させる場合のヘルメット着用と児童・生徒（中学生）の通学時のヘルメット着用
- ☆自転車利用者の自転車損害賠償保険の加入が義務化されています。

事故があった場合は、必ず警察に連絡し、けが人がいたら救急車を呼びましょう！

事故にあったら？おこしたら？

- ①けが人がいたら、救急車を呼ぶ
- ②道路の危険を防止する
- ③警察へ連絡する
- ④お互いの連絡先を確認する
- ⑤学生は保護者や学校に連絡する

☆点検・整備された自転車に乗りましょう！

サドルはぐらぐらしないか。両足先が地面につくか

ブレーキは前後輪ともよくきくか

ペルはなるか

チェーンはゆるんでいないか

ライトは点灯するか

タイヤには十分空気が入っているか

年に1回は自転車安全整備店で点検を受けましょう。